

YouTube トークスクリプト【電氣的機械的事故特約 編】

ふじこちゃん：え～ん 給湯器が壊れちゃったよー え～ん

先生：どうしたんだい ふじこちゃん

ふ：自宅の給湯器が壊れちゃってお湯が出ないんです

もう5日もお風呂に入っていないんです

先生：鼻をつまみながら それは早くなんとかしないかね

給湯器の故障も火災保険で対象となる可能性があるの知ってるかな

ふ：え～ そんなことできるわけじゃないじゃないですか

先生：ほんとだよー信用してないなあ

ふ：そんなことないですけど

先：火災保険でも対象となる場合があるから

自宅の火災保険の内容見せてごらん。

ふ：これです（証券を渡す）

先生：充実した内容で加入しているね。

あった！！これだよこれ電氣的機械的の事故特約って言うんだよ

ふ：電氣的…フニャフニャ なんですかそれ？ 全く判りません

先生：確かに分かりづらい名称だよ

この特約は、建物に付いているエアコンや給湯器などが電氣的・機械的な事故によって故障した場合に、その修理費用や交換費用を補償する特約なんだよ。

ふ：電氣的・機械的な事故？？ なんですかそれ

先生：例えば、給湯器が突然ショートして、給湯器が故障してしまった時や

エアコンの室外機の部品が発火して故障した場合なども対象となる可能性があるね。

ふ：そんなことできるんですか

もっと詳しく教えてください

先生：ではこの表を見てごらん

まずはどんな設備が対象となるか確認しよう

(一覧表揭示)

補償対象となる設備の具体例	補償対象外の電化製品
<ul style="list-style-type: none">・オープンレンジ（ビルトイン）・食洗器（ビルトイン）・ビルトインコンロ・給湯器・床暖房・太陽光発電設備・電動シャッター・インターフォン・照明設備・アンテナ設備・トイレ（温水洗浄便座）・エアコン など	<ul style="list-style-type: none">・オープンレンジ（据置型）・食洗器（据置型）・コンロ（据置型）・自分で購入し設置した電化製品・建物に備え付けられていないもの

先生：このように建物にくっついている給湯器や換気扇エアコン、ビルドインタイプの食器洗い機このような家電が対象となるんだよ。

逆に対象とならないのはこのように建物に設置していないテレビや冷蔵庫据え置きタイプの食器洗い機これらの家電は対象外なんだ

ふ：ビルドインタイプってなんですか？？

(急に一樹君 登場)

一：ビルドインは外国の有名なサッカー選手でしょ

先：急に現れたけど 誰？？

ふ：お友達の一樹君だよ

一樹：こんにちは

先：こんにちは

でもね一樹くん、ビルドインはサッカー選手の名前ではないんだよ。

ビルドインはね、設備機器が建物の構造部分と一体化するように設置されていることを指しているんだ。要するにこんな食器洗浄機はビルドインタイプ
こんな食器洗浄機は据え置きタイプだね



一：そうそう

ふ：おっ！

先生：あと気を付けなければならないのが、老朽化などによる故障は補償されないんだ。この特約は、あくまで突発的な事故による故障に対応するもので、通常の使用による劣化や摩耗は対象外だから注意しよう
もう一つ注意してほしいのが免責金額だね

一：それはなんですか？

先：免責金額とは、自己負担する金額のことだよ。

たとえば、損害額が20万円で免責金額が5万円だった場合、受け取れる損害保険金は
 $20\text{万円} - 5\text{万円} = 15\text{万円}$ になるね

免責金額に設定できる金額の範囲は保険会社・商品によって違うから確認が必要だね

ふ：そうですね。先生がいつも言っている内容を把握しておくことは大事ですね。

先：そうだね。火災保険の電氣的機械的事故特約について、わかったかな

ふじこちゃん・一樹くん一緒：はい、わかりました！

ふ：あなた少ししかきいていないじゃない

一：そうだったけ？？

(笑)

先生：それでは、次回の動画も

3人：お楽しみに～！

手を振る